- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2)下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。 3)超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理が困難な品目」と「栽培/飼養管理が可能な品目」に区別しています。
- います。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼養管理が困難な品目】	【栽培/飼養管理が可能な品目】
	農産物	5,474	30	タラの芽(2)、タケノコ(14)、ネマガリタケ(12)、 ナラタケ(1)、クリタケ(1)	
	畜産物	13,631	_		
	水産物	6,350	5	ヤマメ(3)、イワナ(2)	
福島県	牛乳·乳児用食品	314	_		
価局宗	野生鳥獣肉	277	77	イノシシ肉(66)、ニホンジカ肉(4)、ツキノワグマ肉(7)	
	飲料水	30			
	その他	1,260	9		<u>マイタケ粉末(1)</u> 、キノコ加工品(1)、あんぽ柿(3)、 干し柿(3)、 <u>とちもち(1)</u>
	小計	27,336	121	112	9
	農産物	2,844	38	コシアブラ(9)、タケノコ(16)、タラの芽(3)、ワラビ(6)、 <u>ワラビ(1)</u> 、コウタケ(3)	
	畜産物	19,677	—		
	水産物	1,928			
宮城県	牛乳·乳児用食品	71	_		
	野生鳥獣肉	273	17	イノシシ肉(12)、ツキノワグマ肉(4)、ニホンジカ肉(1)	
	飲料水	0	_		
	その他	66	_		
	小計	24,859	55	55	0
	農産物	1,022	2	<u>コシアブラ(2)</u>	
	畜産物	18,625	_		
	水産物	916			
#14.10	牛乳·乳児用食品	48			
茨城県	野生鳥獣肉	19			
	飲料水	2			
	その他	100			
	小計	20,732	2	2	0
	農産物	1.719	_	_	
	畜産物	28,839	_		
	水産物	135	_		
七十旧	牛乳·乳児用食品	74	_		
栃木県	野生鳥獣肉	256	12	イノシシ肉(12)	
	飲料水	3			
	その他	25			
	小計	31,051	12	12	0
	農産物	608	30	タラの芽(9)、 <u>コシアブラ(1)</u> 、コシアブラ(19)、 <u>シシタケ(1)</u>	
	畜産物	24,086			
	水産物	216			
群馬県	牛乳·乳児用食品	46			
介河坑	野生鳥獣肉	50	17	イノシシ肉(7)、ツキノワグマ肉(9)、ニホンジカ肉(1)	
	飲料水	13			
	その他	121			
	小計	25,140	47	47	0
	農産物	756			
	畜産物	3,988			
	水産物	685	_		
千葉県	牛乳・乳児用食品	21			
1 * * *	野生鳥獣肉	457	<u>—</u>		
	飲料水	2			
	その他	84			
	小計	5,993	0	0	0

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 1) 基準値を超過するものは、廃業等の過切な指置が取られます。 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の 報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産 地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理が困難な品目」と「栽培/飼養管理が可能な品目」に区別して

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼養管理が困難な品目】	【栽培/飼養管理が可能な品目】
	農産物	633	_		
	畜産物	21,680	_		
	水産物	396			
青森県	牛乳·乳児用食品	0			
月林乐	野生鳥獣肉	1	-		
	飲料水	2	—		
	その他	15			
	小計	22,727	0	0	0
	農産物	649	_		
	畜産物	19,502			
	水産物	1,619	<u>—</u>		
岩手県	牛乳・乳児用食品	88			
	野生鳥獣肉	101	12	シカ肉(4)、クマ肉(8)	
	飲料水	6	_		
	その他	42		10	
	小計	22,007	12	12	0
	農産物	89 3,852			
	畜産物 水産物	3,852 14			
秋田県	水産物 牛乳・乳児用食品	11	_		
秋山东	飲料水	0			
	その他	4			
	小計	3,970	0	0	0
	農産物	423	4	コシアブラ(1)、コシアブラ(1)、サクラシメジ(2)	0
	畜産物	14,635	_		
	水産物	18	_		
	牛乳·乳児用食品	8			
山形県	野生鳥獣肉	17	_		
	飲料水	0			
	その他	26			
	小計	15,127	4	4	0
	農産物	225	_		
	畜産物	6,415			
	水産物	10			
埼玉県	牛乳·乳児用食品	22	_		
-371	野生鳥獣肉	0			
	飲料水	4	_		
	その他	11		_	
	小計	6,687	0	0	0
	農産物	103			
	畜産物	286			
市古邦	水産物	28	_		
果只都	牛乳·乳児用食品 飲料水	31 8			
	飲料水 その他	8 10			
	小計	466	0	0	0
	農産物	97	_	<u> </u>	<u> </u>
	畜産物	951			
	水産物	80	<u> </u>		
神奈川県	牛乳·乳児用食品	73			
	飲料水	2	<u>—</u>		
	その他	2			
	小計	1,205	0	0	0

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2)下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。 3)超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理が困難な品目」と「栽培/飼養管理が可能な品目」に区別しています。
- います。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼養管理が困難な品目】	【栽培/飼養管理が可能な品目】
	農産物	409	6	コシアブラ(5)、 <u>コシアブラ(1)</u>	
	畜産物	2,218			
	水産物	38			
\cz .=	牛乳·乳児用食品	6			
新潟県	野生鳥獣肉	5			
	飲料水	0	_		
	その他	29	-		
	小計	2,705	6	6	0
	農産物	128	16	クリフウセンタケ(1)、アミタケ(3)、ショウゲンジ(3)、 ハナイグチ(1)、クリイロイグチ(1)、アイシメジ(1)、 マツタケ(1)、アカモミタケ(1)、クロカワ(2)、キシメジ(2)	<u> </u>
	畜産物	528			
	水産物	0			
山梨県	牛乳·乳児用食品	2			
	野生鳥獣肉	15	_		
	飲料水	37	_		
	その他	3	<u> </u>		
	小計	713	16	16	0
	農産物	339	3	コシアブラ(3)	-
	畜産物 水産物	7,586 0	<u> </u>		
長野県	牛乳·乳児用食品	13			
区土/木	野生鳥獣肉	369	1	ニホンジカ肉(1)	
	飲料水	27	_		
	その他	26			
	小計	8,360	4	4	0
	農産物	146	4	キハツタケ(1)、オオキツネタケ(1)、ムラサキアブラシメジ モドキ(1)、ハナイグチ(1)	
	畜産物	1,154	_		
	水産物	56			
静岡県	牛乳·乳児用食品	3			
	野生鳥獣肉	9			
	飲料水	35			
	その他	25			
	小計	1,428	4	4	0
	農産物	96			
	畜産物	24,887			
	水産物	391			
北海道	牛乳·乳児用食品	72	<u> </u>		
	飲料水	0	<u>—</u>		
	その他	74	<u> </u>		
	小計	25,520	0	0	0
	農産物	3			-
	畜産物	57	_		
⇒. 1=	水産物	2	-		
富山県	飲料水	0			
	その他	1	_		
	小計	63	0	0	0
	農産物	3		_	-
	畜産物	1			
石川県	水産物	2	<u> </u>		
	その他	0			
	小計	6	0	0	0
	農産物	14		<u> </u>	U
	畜 产物	()			
富井坦	畜産物 水産物	0			
福井県	畜産物 水産物 その他	0 0			

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- います。

産地	会□₩	'	基準値 超過件数	超過	品目
	食品群	検査件数		【栽培/飼養管理が困難な品目】	【栽培/飼養管理が可能な品目】
	農産物	4	_		
	畜産物	45	_		
	水産物	0			
東阜東	牛乳·乳児用食品	5			
	飲料水	1	_		
	その他	0			
	小計	55	0	0	0
	農産物	19	_		
	畜産物	865	<u> </u>		
7 4- 10	水産物	4	_		
を知県	牛乳·乳児用食品	0	_		
	その他	2	<u> </u>		
	小計	890	0	0	0
	農産物	3		<u> </u>	•
	畜産物	2,619	_		
	水産物	6			
重県	牛乳·乳児用食品	0			
	野生鳥獣肉	0	_		
	その他	1			•
	小計	2,629	0	0	0
	農産物	90		<u> </u>	
	畜産物	341	— — —		
	牛乳·乳児用食品	0	_		
放賀県	飲料水	0			
	その他	11			
	小計	442	0	0	0
	農産物	41			
	畜産物	49			
	水産物	26			
京都府	牛乳·乳児用食品	4			
IC HISTORY	飲料水	1			
	その他	0			
	小計	121	0	0	0
	農産物	4		<u> </u>	•
	畜産物	0			
	水産物	2			
大阪府	牛乳·乳児用食品	1			
(1)2/113	飲料水	0			
	その他	0			
	小計	7	0	0	0
	農産物	10	 	<u> </u>	
	畜産物	8			
	水産物	11			
東庫県	牛乳·乳児用食品	1	——————————————————————————————————————		
	飲料水	Ö			
	その他	1	_		
	小計	31	0	0	0
	農産物	7	_	-	-
	畜産物	1	<u>—</u>		
良県	飲料水	0			
	その他	0	_		
	小計	8	0	0	0
	農産物	35	_	-	-
	畜産物	29			
a	水产物	35	-		
歌山県	野生鳥獣肉	0			
	その他	75			
	小計	174	0	0	0
	農産物	1		-	-
	畜産物	923			
1 Tr- 1P	水産物	2			
鳥取県	飲料水	0			
		0			
	その他	U			

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 1) 基準値を超過するものは、廃業等の過切な指置が取られます。 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の 報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産 地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理が困難な品目」と「栽培/飼養管理が可能な品目」に区別して
- います。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼養管理が困難な品目】	【栽培/飼養管理が可能な品目】
	農産物	6	_		
	畜産物	5,170	<u>—</u>		
島根県	水産物	0			
	その他	1	_		
	小計	5,177	0	0	0
	農産物	3			
	畜産物	292			
翌山田	水産物 牛乳・乳児用食品	0	······		
叫山乐	飲料水	0			
	その他	0			
	小計	295	0	0	0
	農産物	3	_		•
	畜産物	195	<u> </u>		
広島県	水産物	0	_		
四局乐	牛乳·乳児用食品	0	_		
	その他	1	_		
	小計	199	0	0	0
	農産物	6			
	畜産物	1,027			
山口県	水産物	1			
	その他 小計	1,035	0	0	
	農産物	24	U	0	0
	畜産物	41			
	水産物	4			
	牛乳·乳児用食品	0			
徳島県	野生鳥獣肉	33			
	飲料水	0			
	その他	2			
	小計	104	0	0	0
	農産物	5	_		
	畜産物	50			
香川県	水産物	1			
	牛乳·乳児用食品	0			
	その他	2			
	小計	58	0	0	0
	農産物	14			
	畜産物 水産物	7 4	<u> </u>		
愛媛県	牛乳·乳児用食品	0			
~~/\	飲料水	0			
	その他	1	_		
	小計	26	0	0	0
	農産物	21	_		-
	畜産物	2			
高知県	水産物	7			
-1 사비 기록	牛乳・乳児用食品	4			
	野生鳥獣肉	0		-	
	小計	34	0	0	0
	農産物	11			
	畜産物 水産物	88 0			
富岡県	飲料水	0			
	飲料水 その他	1	_		
	- 小計	100	0	0	0
	農産物	100		<u> </u>	
	畜産物	992	_		
佐賀県	水産物	1			
	牛乳·乳児用食品	1			
	その他	0			
	小計	1,004	0	0	0

平成31年3月12日現在(速報値)

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2)下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の 報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産 地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理が困難な品目」と「栽培/飼養管理が可能な品目」に区別して います。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼養管理が困難な品目】	【栽培/飼養管理が可能な品目】
	農産物	9	_		
	畜産物	19			
長崎県	水産物	5			
	その他	0			
	小計	33	0	0	0
	農産物	8	<u>—</u>		
	畜産物	88			
熊本県	水産物	11			
	牛乳·乳児用食品	0			
	その他	11			
	小計	98	0	0	0
	農産物	2			
	畜産物	127			
大分県	水産物	1	_		
	飲料水	0			
	その他 小計	1 131	0	0	0
	農産物	8		U	0
	展度物 畜産物	869			
宮崎県	水産物	1	_		
古啊东	その他	4			
	小計	882	0	0	0
	農産物	8			
	畜産物	2,674	<u> </u>		
***	水产物	3			
鹿児島県	飲料水	0			
	その他	2	-		
	小計	2,687	0	0	0
	農産物	0	_		
	畜産物	34			
沖縄県	水産物	0			
	その他	0			
	小計	34	0	0	0
その他	農産物	52			
	畜産物	118			
	水産物	79			
	牛乳·乳児用食品	824	_		
	野生鳥獣肉	0			
	飲料水	181			
	その他 小計	3,064	0		
-		4,318		0	0
	総計	267,607	283	274	9

※1:平成29年度公表検査結果

総計:306,623件(基準値超過200件)

※2:平成28年度公表検査結果

総計:322,563件(基準値超過461件)

※3:平成27年度公表検査結果

総計:340,311件(基準値超過291件)

※4:平成26年度公表検査結果

総計:314,216件(基準値超過565件)

※5: 平成25年度公表検査結果

総計:335,860件(基準値超過1,025件)

- ※6: 平成24年度公表検査結果(平成24年4月1日以降に採取された検体分(経過措置対象品目を含む)) 総計:278,275件(基準値超過2,372件(暫定規制値超過17件含む))
- ※7:平成24年3月31日以前に採取された検体(暫定規制値適用対象)の検査結果 総計:137,037件(暫定規制値超過1,204件)

※8:食品中の放射性物質検査は主として出荷前の段階において実施されています。

基準値を超過するものは、出荷制限が指示されている地域のものがほとんどであり、 廃棄等の適切な措置が取られます。